



【ものづくり・人づくり・地域づくり】2017 年度活動テーマ ～地元のやさいを食べよう～

荒れた!

「東海第二原発運転差止訴訟」

第 20 回口頭弁論 報告

2 月 8 日 (木) 水戸地裁で「東海第二原発運転差止住民訴訟」の第 20 回目の口頭弁論がおこなわれました。この住民訴訟には常総生協の組合員・生産者も原告として参加し、常総生協が原告団の事務局を担い、また原告団の代表もつめています。

今回は私たちの代表である生協の大石が、老朽化した東海第二原発の危険性について主張。①東海第二原発が日本で最もトラブルの多い原発であり、トラブルの増加傾向で老朽化の兆候（バスタブ曲線）が見られること、②老朽化とは機器の劣化だけでなく、現在求められている安全水準から見た時、建設当時の設計は安全対策が「陳腐化」していて安全性が確保できないこと（陳腐化への対策：オブソレッセンス・マネジメント）、③日本原電には運転能力がないこと、機器保全能力がないことを訴えました。

また、代理人弁護士が津波想定の問題点を主張しました。北海道沖の千島海溝から日本海溝、そして伊豆小笠原海溝までの 3 つのプレートが同時に動いた時、東海第二原発で想定される津波は 30m を超え、20m の防潮堤ではとうてい安全を確保できないこと。30m を超える津波に襲われた時原子炉建屋は倒壊し、周辺住民に甚大な被害をもたらすことを訴えました。

今回の裁判は、二日前になって裁判長が突然「原告の弁論は認めない」と通告してきたことで緊迫しました。最高裁から「原発裁判では原告住民にはしゃべらすな」との指示があったとの

話しもあり、主権者である国民から委任された司法が、主権者の訴えや主張を制限しようとするのが身近に起きました。国民が公正な裁判を受ける権利の制限です。

特に原発裁判は広範な住民の安全と平穏に暮らす権利をめぐる社会の関心が高く、裁判の公開と口頭弁論主義が最も尊重されなければなりません。さすがに住民側弁護士の追求に恥ずかしいと思ったのか、裁判長は前言を翻し原告住民の弁論を認めざるを得なくなりましたが、くやしきだけに「例外として」などと付け加えました。

被告になっている日本原電や国は法廷では何もしゃべらず、他方で規制委員会は 3 月には東海第二再稼働の許可を出そうとしています。そして 11 月までに 2038 年までの 20 年の運転延長も認めようと既成事実化をすすめています。

間もなく 3.11 福島第一原発事故から 7 年。二度と子どもたちを被ばくさせてはいけなく、大地や海、食べものを汚染してはいけなく。これ以上次の世代に負の遺産を残してはいけなく。その思いで、暮らしと健康を脅かす原発はまず止めておくことをみんなで訴え続けてゆくことが必要です。

原発の運転差止めの裁判と共に、規制委員会に対して老朽化した東海第二原発を許可するなという訴えや、再稼働を強行しようとする日本原電に対して住民から直接「不同意」を突きつけることなど、いよいよ私たち住民の生の声が大事になっています。

「東海第二原発運転差止訴訟」第20回口頭弁論に参加して（組合員 木本さん）

去る2月8日（木）、水戸地裁で行われた「東海第二原発運転差止訴訟」第20回口頭弁論は、私が傍聴した中で、一番エキサイティングな裁判となりました。その理由は、口頭弁論で原告側から弁論者として立つ予定だった大石さん（常総生協・原告団共同代表）に対して、「原告の大石さんには、話させない」と、裁判二日前に裁判所から通告があったことに端を発します。

ここでちょっと補足解説します。この訴訟を傍聴して初めて知ったのですが、“口頭弁論”って、「口頭」で「弁論」しないんです。何をするかと言うと、“準備書面”を双方が裁判長に渡すんです。この準備書面は、あらかじめ裁判所に提出してあるので、裁判官、裁判長は、裁判の前に読み終えているそうです。その上で、法廷では、裁判長が冒頭で原告と被告、それぞれに対し、「書面の通り、弁論しますか？」と聞きます。「はい」と答えます。そうしたら、普通、弁論すると思いますよね？しないんです。書いてある通りなので、読む必要はない、らしいんです。これで通常の裁判は、終わりだそうです。

元々の口頭弁論は、当事者である原告と被告が、口頭でそれぞれ訴えていたそうですが、「記憶があいまい」だったり、「時間のなかで訴えきれなかったり」するため、書面を準備するようになったそうです。現在では、書面が重視されて、「口頭弁論」は省略され、裁判は書類の提出だけに成り下がってしまっているのだそうです。

原告住民側は「裁判の公開原則と口頭弁論主義」にもとづいて最初から法廷でスライドをスクリーンに映して、書面で提出した「運転差止を求める根拠」となるデータやいろいろな資料を口頭でも裁判官や傍聴にきている市民やマスコミにも説明し、訴えてきました。しかし、被告になっている日本原電と国は「次の書類で反論、釈明します」、と言うのみで一言も反論や主張の内容を話しません。

東海第二の裁判の日は、原告、被告、代理人（弁護士）、傍聴者（ほぼ全員が原告団と賛同人）、新聞記者らが大きな部屋を満席にしています。傍聴者には原告住民側の主張はわかりますが、日本原電や国が何を主張してい

るのかはまったくわかりません。これでは住民の生活の安全という公共的な問題の争いが、裁判所で公開で行われている意義がありません。

これまで多くの原告が代理人（弁護士）と共に陳述や弁論をしてきました。原告代表をつとめる大石さんは今回で4回目の弁論。双方の準備書面の冒頭にも「原告 大石光伸 外265名」と明記されています。訴えている原告住民の主張の権利を侵害するものです。前日にこの知らせをうけた原告団と賛同人は、2/8は怒りを沸々とさせて約70名の傍聴者として席を埋め尽くしていました。

「準備書面は受理する。しかし訴訟行為は代理人（弁護士）が行うものである。したがって原告大石さんの発言は認められない。誰が弁論するかは裁判官が指定します」という裁判長の発言に、法廷内はブーイングの嵐。裁判長に対して原告側の弁護士さんが猛抗議。裁判は大荒れ。弁護士の追及に対して裁判長はしどろもどろ。言い訳したり、理由を訂正したりして二転三転。とうとう一時休廷となりました。

原告住民が裁判に訴えているのに原告が主張・弁論できないわけがありません。この時間は、図らずも、《原告と、原告団は同じ当事者であり、裁判所に訴えている主体者であり、代理人も同じ意思でやっていることを法廷全体が共有する時間》となりました。法廷を出ていった裁判長と、両脇の陪審の裁判官の計3名は、別室で約7分間の協議をしたのち戻ってきて、大石さんは弁論を認められました。

今回の口頭弁論での原告住民の主張は①トラブル件数についての日本原電側の反論の検証、「設計の陳腐化」、②津波想定の問題点でした。原告側の「準備書面（58）」は大石さんが書いています。大変綿密な調査をし、プラントの勉強をし、情報を集め、膨大な時間をかけて準備しています。ここでまた補足説明ですが、原告住民側は、毎回100ページ近い書面（厚さにすると1cmくらい）を用意しています。つい最近（1/18～）、「東海第二原発訴訟団」のホームページが開設され、どなたでもその書面を見ることができるようになっ

たのでぜひネット検索してください。専門的なことが、とても分かりやすく書かれています。かいつまむと、

- ・ 30km 圏に住む 96 万人の避難計画も進んでいない立地で、
- ・ トラブルを多発し、難燃ケーブルさえ使っていない老朽化した東海第 2 を、

事故が起きても被害賠償資金はおろか、廃炉資金もない経営破綻している日本原電に絶対に運転延長させてはいけなことが、よくわかります。

これらの主張には一つ一つ番号が付けられ、2012 年の提訴から今回 2018 年 2 月まで、20 回の弁論を迎えるまでに (59) 本もの主張が準備書面に書かれています。

(終わりに)

20 回目の口頭弁論が終わりました。それでもまだ、判決は出ません。判決が出ないというのに、去年 11 月に日本原電は 20 年延長申請を出してしまい、下手をしたら、判決が出る前に延長許可がでてしまうかもしれない状況です。追い打ちをかけるように、河田泰常裁判長は今回を持って異動となり、6 月 7 日

14 : 30 から、新たな裁判長を迎えて、審議を継続するそうです (5 月に非公開の「進行協議」で「争点整理」をした上で)。

私は今回の傍聴で、原告は「自分の頭で考えること」をやってきて、「おかしいことをおかしい！という力があること」に大きな勇気をもらいました。そしてなにより、6 年間の裁判で、育まれた原告団の強い団結を見ることができました。

福島原発事故を経験した私たちの責任として、東海第 2 原発立地県に住む者として（あるいは影響を受ける者）として、この裁判は、絶対に勝ちたいですね！！

常総生協は、全国に例を見ない、「原告団の事務局」を担い、原告団をリードしている生協なんですね。差止判決の日まで、みんなで支え、盛り立てていきましょう！



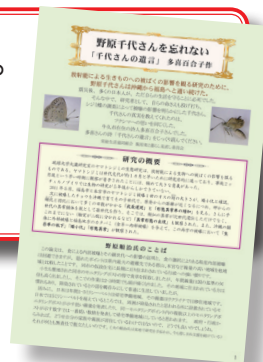
野原千代さんを忘れない。冊子「千代さんの遺言」を作りました。

是非、お手にとって読んでください！！

脱原発とくらし見直し委員会

放射能による生きものへの被曝への影響を観る研究のために、野原千代さんは沖縄から福島へと通い続けました。震災後、多くの日本人がただ自らの生活を守ることに必死でした。そんな中で、研究者として、自らの命さえも投げ打ち、シジミ蝶の調査によって被曝の影響を明らかにした千代さん。千代さんの真実を教えてくれたのは、フクシマへの想いを同じくした、牛久市在住の詩人、多喜百合子さんでした。多喜さんの詩「千代さんの遺言」を脱原発委員会で協議しながら、冊子を作りました。

5 冊 150 円 (税込) にて販売します。沢山の人の手に届いて、読んで頂きたいと思います。



-----キリトリ-----
「千代さんの遺言冊子」を希望します。

コース名 _____ 組合員番号 _____ お名前 _____

ほしい部数 (5 冊 1 組) _____ 組を希望します。

※常総生協ホームページ【組合員問い合わせフォーム】からも申し込みます!!

みんなの

せっけんコラム #16

アンケートのまとめ
& 石けん座談会決定！

今回は、パックスナチュロンモニター アンケートのまとめです。モニターの皆さま、ご協力ありがとうございました。試供品を提供していただきました、太陽油脂さんも、ご協力ありがとうございました。実際使ってみないと、使い心地や香り、仕上がりなどわからないこともあり、試すことができたのは、石けんを意識する一歩となりよかったです。

座談会で聞きたい
ことやご意見等
お待ちしております♪

太陽油脂さんのホームページには、人だけでなく自然を守ることや、太陽のめぐみを活かすことなどのすてきなコンセプトが書かれています。また石けんを使うコツも書かれていますので、ぜひ見ていただけたらと思います。

私たち石けんチームも以前より石けんに対し関心を持ち、少しずつできることから石けん生活を送っています。すべてを石けんに変えるのは、ハードルが高いと思う方もいると思いますので、台所、洗濯、シャンプーなど一つから始めてもいいかと思っています。

いくつかコメントに質問も頂きましたし、この度ご要望にお応えして、せっけん座談会を企画しました！

ゆるカフェ せっけん座談会 3月16日（金）10時～12時



イラスト
やまがみあやの

石けんにまつわる疑問やコツなどを皆さまとお話できたらと思います。ゲストアドバイザーとして「せっけんの街」の川野さんが来てくださいます。石けん歴2,30年という心強い組合員さんもありますので、長く続ける秘訣も教えて頂けたらと思います。お友達もお誘いあわせの上、下記の応募用紙でお申し込みください。組合員さんではないお友達もOKです。当日参加もOKです！みんなで輪になって、疑問でも何でも聞いてみましょう！（つくばみらい市@佐藤_理）

「石けん座談会 in ゆるカフェ」 申込書

3月9日（金）締切

お名前 _____ 連絡先 _____

コース名 _____ 班名 _____ 組合員番号 _____

同行者のお名前 _____

～ ご意見やご質問などありましたら、こちらにお願いします ～